* 兼務の形態

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 形態 | 例示 | 常勤換算 | 説明 | 留意事項 |
| 同じ日の中で、時間を分けてそれぞれ別の敷地にある複数の日常生活支援住居施設に勤務 | 午前中は日常生活支援住居施設Ａ、午後は日常生活支援住居施設Ｂを巡回している職員など | それぞれの日常生活支援住居施設について、それぞれ勤務する時間分を常勤換算に参入する。 | 常勤換算方法を採用しているため可能（それぞれの施設における「非常勤・専従」に該当し、「兼務」には該当しない。） | それぞれの施設の勤務時間数の合計が、常勤職員が勤務すべき時間数を超えないように留意すること。 |
| 曜日ごとにそれぞれ別の敷地にある複数の日常生活支援住居施設に勤務する。 | 月・火は日常生活支援住居施設Ａ、水・木・金は日常生活支援住居施設Ｂでそれぞれ生活支援員を行っている場合 |
| 同じ日の中で、時間を分けて同一敷地内の日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所に勤務 | １階の無料低額宿泊所Ａ、２階の日常生活支援住居施設Ｂの支援員をしている職員など | 日常生活支援住居施設に勤務する時間分をそれぞれ常勤換算に算入する。 | 日常生活支援住居施設では、常勤換算方法を採用しているため可能（日常生活支援住居施設における「非常勤・専従」に該当し、「兼務」には該当しない。） | 無料低額宿泊所の職員の員数が事実上「０」となるなど、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を満たさなくなる状況にならないよう留意すること。 |
| 曜日ごとに同一敷地内の日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所に勤務 | 月・火は２階の日常生活支援住居施設Ａ、水・木・金は１階の無料低額宿泊所Ｂでそれぞれ生活支援員を行っている場合 |
| 同じ日の中で、時間を分けてそれぞれ別の敷地にある日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所に勤務 | 午前中は日常生活支援住居施設Ａ、午後は日常生活支援住居施設Ｂを巡回している職員など |
| 曜日ごとにそれぞれ別の敷地にある日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所に勤務 | 月・火は日常生活支援住居施設Ａ、水・木・金は無料低額宿泊所Ｂでそれぞれ生活支援員を行っている場合 |
| 形式上は、一の職種の常勤専従として働いているが、実際はその間の空き時間等を使って、他の職種の手伝いをする形態 | 日常生活支援住居施設の管理者である場合に、空き時間等を使って生活支援員の手伝いをするなど | 手伝った職種の常勤換算に当該職員を算入することは不可 | 常勤換算方法を採用しているため、管理者専従としているのであれば、他の職種の時間にあてることは不可 | 常勤換算に算入するのであれば、「兼務」とし、「生活支援員」として勤務する時間として算入すること。 |
| 複数の職種を同時並行的に行い、働いた全ての時間について、全ての職種にカウントすることができる形態 | 管理者と生活支援員の兼務など | 管理者として勤務する時間は常勤換算に含めない。 | 解釈通知第３の３により、可能。（それぞれ管理者として「非常勤・兼務」、生活支援員として「非常勤・兼務」となるが、９月３０日付けＱ＆ＡのＱ６により、管理者及び生活支援提供責任者は、常勤換算数に含めない。） |
| 複数の職務において、それぞれの職務の時間が決まっている形態 | 生活支援員と調理員など | 生活支援員として勤務している分を常勤換算数に含める。 | 生活支援員として「非常勤・兼務」調理員として「非常勤・兼務」となる。 |
| 日常生活支援住居施設において、生活支援員として勤務する日と宿直として勤務する日が混在している。 | 日中は生活支援員として勤務しているが、その後、宿直を行っているなど。**※住み込みの職員は、宿直ではない。** | 宿直は「宿直体制加算」の要件に合致する場合は、当該加算が算定されるため、支援体制加算には含めない。 | 宿直として、勤務させる場合は、労基署の許可が必要。また、週２回以上の宿直勤務は不可。 |